



固定資産税（償却資産） をご存知ですか？

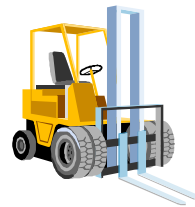
Q1 償却資産とはなんですか？

A. 土地・家屋以外の事業用資産のことです。

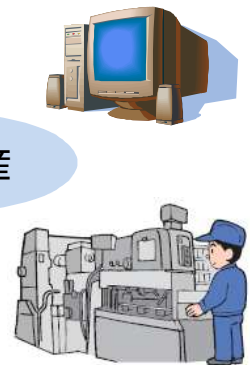
家屋



土地



償却資産



Q2 償却資産の対象になるものはなんですか？

A. 1月1日現在で、会社や個人が事業のために所有している構築物・機械・器具・備品などの資産です。

飲食店



- ・厨房設備
- ・レジスター
- ・カラオケセット
- ・冷蔵庫 など

理容業
美容業



- ・理・美容椅子
- ・タオル蒸し器
- ・サインポール
- ・洗面設備 など

小売店



- ・商品陳列棚
- ・自動販売機
- ・冷凍ストッカー
- ・冷蔵庫 など

不動産
賃貸業



- ・外構工事
- ・植栽工事
- ・屋外給排水
- ・駐車場 など

詳細については裏面をご覧ください。

1. 「償却資産」とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他政令で定める資産以外のものをいいます。（地方税法第341条第4号）

2. 「償却資産」をお持ちの方は、申告が必要です

「償却資産」の所有者は、地方税法383条により申告義務が課せられています。

1月1日（賦課期日）現在、八王子市に所在する償却資産を1月31日までに申告してください。

申告の際の注意点

- ・簿外資産や減価償却済み資産、遊休中・未稼働の資産も、事業の用に供することができるものは申告の対象となります。
- ・事業按分や圧縮記帳、特別償却は認められていません。
- ・店舗を借りて事業を営んでいる方は内装工事費等も申告の対象となります。

申告の対象となる資産の例示

- ・工場、商店、事務所などを経営している場合の機械類、事務機器類など
- ・医院を営まれている場合のベッド、手術台、X線装置、調剤機器など
- ・その他、下記にあるもの（あくまで例示です）

構築物	テニスコート、屋外プール、緑化施設、門・塀・フェンス 太陽光発電、屋外の給排水設備、受変電設備、中央監視制御装置 電力引込線、屋外ガス管、広告設備、集合郵便受け、外構工事 駐車場等の舗装（アスファルト・砂利・白線・車止め等）など
機械及び装置	旋盤、ボール盤、モーター、ボイラー、ポンプ、コンベア など
車両及び運搬具	大型特殊自動車、動力運搬車、パワーショベル など
工具、器具 及び備品	パソコン、工具、治具、金型、家具（事務机・応接セット等） 電気器具、ガス器具、陳列ケース、自動販売機、看板、事務用機器 理容・美容機器、医療機器 など

ご不明な点がございましたら下記連絡先までご連絡ください。

連絡先
〒192-8501
八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市財政部資産税課償却資産担当
TEL 042-620-7221（直通）